

# 現場説明書

- 1 業務名 久里浜改良アパートG棟ほか2棟耐震診断業務委託  
2 監督員 都市部 公共建築課

## 説明事項

### 1. 入札等に関する事項について

- (1) この業務の入札又は見積(以下「入札等」という。)は、業務委託契約書又は業務委託請書(以下「契約書等」という。)、入札公告又は指名競争入札執行通知書及びこの説明書に記載する条件により、横須賀市の契約規則、契約履行規則及び工事等検査規則(以下「契約規則等」という。)に従って行う。
- (2) 入札等後は、設計書、仕様書及び図面(この説明書及び質問回答書を含む。以下「設計図書」という。)、契約書等若しくは契約規則等の内容又は施行場所の状況について、不明等を理由として異議の申立てはできないので、入札等前に十分究明すること。

### 2. 前払金について

前払金 する しない  
前払金を受けようとする場合は、その旨を申し出ること。

### 3. 部分払について

部分払 する(一回以内) しない

### 4. 継続事業に係る業務の各会計年度別支払限度額について

- (1) ~~継続事業に係る業務の各会計年度における委託代金額の支払限度額及び前払金の割合は、次のとおりである。~~

会計年度	支払限度額 (委託代金額に対する割合)	前払金
<del>初年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の—%</del>
<del>第2年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の—%</del>
<del>第3年度(年度)</del>	<del>—%</del>	<del>支払限度額・委託代金額の—%</del>

- (2) ~~各会計年度における委託代金額の支払限度額は、受託者決定後業務委託契約書を作成するまでに受託者に通知する。~~

### 5. 契約に関する事項について

- (1) 設計図書関係
- ア 土木工事等の場合における工種別等の契約数量は、設計書の数量の内訳書に表示された数量による。
- イ 仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者の責任において定めること。
- ウ 契約の締結にあたっては、契約書等に設計図書を袋とじし、割印をすること。ただし、図面が大型等の場合にあつては、別冊とすること。
- (2) 提出書類関係
- ア 委託代金内訳書 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- イ 工程表 要提出(契約締結後7日以内)  
提出不要
- ウ 着手届 着手後5日以内に提出すること。
- エ 現場代理人及び主任技術者等届 契約までに現場代理人及び主任技術者等の経歴書も同時に提出すること。
- オ 下請負者届 下請負を発注の都度、提出すること。

カ 直 営 工 事 届

下請負を発注しない又はその予定がない場合は、遅滞なく提出すること。

(3) 監督員通知関係

監督員を2人以上置くこととした場合において、権限を分担させるときは、各監督員の権限の内容を別に通知する。

(4) 支給材料、貸与品関係

ア 支 給 材 料	<del>あり</del>	なし
イ 貸 与 品	あり	<del>なし</del>

(5) 条件変更等の関係

業務の施行に当たり、設計図書と現場の状態とが一致しないこと等の事実を発見したときは、単に事実関係のみでなく、設計図書の訂正に必要な資料、図面等を添付した書面で通知すること。

(6) 設計変更等の関係

必要により業務内容を変更する場合は、原則としてその必要が生じた都度契約変更の手続を行うが、軽微なものは監督員の指示により業務内容の変更を行い、これに伴う契約変更の手続は、履行期間の末に行う。

(7) 部分引渡し関係

部分引渡し指定部分	<del>あり</del>	なし
-----------	---------------	----

## 6. テクリスの登録について

受託者は、受注時又は変更時及び完了時において委託代金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)入力システムに基づき、監督員に登録内容の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

ただし、建築関係業務においては、対象外となる場合があるので監督員と協議すること。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受託者に届いた際には、直ちに監督員に提出しなければならない。

登録申請の期限は、次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は、業務完了後10日以内とする。
- (3) 施行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。
- (4) 変更時と完了までの間が10日間に満たない場合は、監督員の承諾を得て変更時の提出を省略できるものとする。

## 7. 下請負者について

下請負者を使用する場合には、市内業者を優先的に選定するように配慮すること。

## 8. 一括下請けの禁止について

受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

## 9. 技術的事項について (別紙)

## 業務委託仕様書

業務名	久里浜改良アパートG棟ほか2棟耐震診断業務委託
施行場所	横須賀市久里浜6丁目11番
履行期間	令和2年1月31日
委託概要	本業務は、久里浜改良アパートG棟ほか2棟耐震診断業務を
	委託するものである。
委託仕様	別紙「耐震診断委託要領」による
注意事項	・周辺道路及び指定場所以外は、駐車を含め使用を禁止する。

# 耐震診断委託要領

## 1 目的

この委託要領は、横須賀市の公共建築物の耐震診断を適切に行うことを目的とする。

## 2 耐震診断基準

本委託業務の目的である耐震性の診断は、次の基準を用いて実施すること。

### (1) 市営住宅

- 「改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」  
2017年改訂版 (財)日本建築防災協会

## 3 委託業務内容

耐震診断の業務内容は、別に定める耐震診断委託仕様書のとおりとする。

また、各階のコンクリート中性化試験・圧縮試験は、本市が平成30年度におこなった結果を採用する。

## 4 耐震診断実施施設

別紙1に定める施設とし、各棟ごとに提出図書をまとめる。

## 5 実施計画書

受託者は、委託契約後速やかに、次の各号に掲げる事項を明らかにした実施計画書を監督員に提出し承諾を受けなければならない。

なお、現地調査に当っては、必ず施設管理者の了解のもとに行うこと。

- (1) 主たる調査場所、方法、使用機器及び使用材料
- (2) 実施工程表
- (3) 主任技術者は一級建築士取得後2年以上の耐震診断実務経験者とし、構造計算を行う作業スタッフ（一級建築士または二級建築士取得者、又はこれらと同等の資格で、監督員の承諾を得たものとする。）にあっては、その氏名及びその業務経歴を事前に提出し承諾を受けること。
- (4) その他必要な事項

## 6 調査資料等の貸与

本市は、受託者が業務を行うにあたって必要とする資料を提供するものとし、受託者はその資料の管理については充分注意する。

## 7 委託業務実施報告書

報告書の作成に当っては、調査内容の統一性、整合性を保ち、報告内容をまとめ、別紙2により提出するものとする。

## 8 受託者の心得

受託者は、重大な判断に関わる重要な立場にあることを自覚し、常に公正な態度を保たねばならない。また本件の実施により知り得た情報を本市の承諾なしに他に漏らしてはならない。

## 9 その他

- 1) 受託者は、本業務を一括して他人に請け負わせてはならない。
- 2) 協力事務所、下請負業者を使用する場合には下請負者届により提出する。
- 3) 受託者が下請負者を使用しない場合は直営業務届により提出する。
- 4) 判定委員会手数料（¥950,000（税抜））は受託者の負担とする。

## 10 協議等

この要領に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

## 耐震診断実施施設一覧

施設名	所在地	構造	延べ面積	建設年度
久里浜改良アパート	横須賀市久里浜 6 丁目 1 1 番			
G 棟	住戸数：40 戸	RC 造 4 階	1,809.60m <sup>2</sup>	昭和 43 年度
H 棟	住戸数：40 戸	RC 造 4 階	1,809.60m <sup>2</sup>	昭和 43 年度
I 棟	住戸数：32 戸	RC 造 4 階	1,464.32m <sup>2</sup>	昭和 43 年度
	*全棟 2 次診断とする。 現地調査、建物現況調査は、 別紙 3 のとおりとする。			



## 耐震診断委託仕様書

耐震診断委託要領3における委託業務仕様は、次のとおりとする。

### 1 本耐震診断委託の業務内容は別紙3のとおりとする。

#### (1) 既存建築物の耐震診断

委託対象建物は、別紙配置図に記載の通りとし、構造上のEXP. J等により別棟と判断される建物ごとに行う。

原則として、鉄筋コンクリート造については、日本建築防災協会編「既存鉄筋コンクリート建築物の耐震診断基準 同解説」により2次診断とする。

高架水槽の架台及び外部鉄骨階段がある場合の安全性も検討する。

#### (2) 補強案作成

診断結果に伴い、簡略な補強案を作成し、その効果を確認する。その際、敷地内の補強工事における障害の有無も検討する。

#### (3) 報告書作成

診断、調査結果を整理し、A4製本にて報告書を作成する。

その際、調査結果については、調査個所を記載した図面を別途作成し、報告書に添付する。

#### (4) 耐震診断評価書の取得

本業務委託の診断結果について、公的機関等による評価を取得する必要がある。診断内容、提出書類等については上記機関と調整して作成する。

当面、上記機関としてはミーズ設計連合内の横須賀耐震研究会「耐震判定委員会」とする。

### 2 予備調査に必要な調査項目の確認

- (1) 建物名称・所在地・建物用途・設計年月日・竣工年月日・設計者・施工者
- (2) 建物構造規模・構造形式
- (3) 設計図書・構造計算書・地盤資料等の有無
- (4) 使用履歴・補修歴・被災歴等の有無と状況
- (5) 高架水槽等の屋上工作物

### 3 現地調査

- (1) 図面照合
- (2) 構造部材の寸法調査（柱・梁・壁）及び診断業務を適切に行うために必要な調査

### 4 図面再生

#### (1) 意匠図

ア 案内配置図 1:600・各階平面図 1:200・立面図 1:200を基本とし、



A 2版に各々1枚にまとめ提出のこと。

(2) 構造図

ア 伏図・軸組図（腰壁たれ壁寸法等を記入）

イ 柱断面リスト・壁断面リスト・梁断面リスト

A 2版にまとめ提出のこと。縮尺については別途協議とする。

5 構造耐震指標の作成

(1) 構造耐震指標  $I_s$  の算定に当って、電算処理耐震診断プログラムを使用する場合は、監督員の承諾を得ること。

6 建築物現況調査

(1) 外観劣化調査

建築物の外観を目視及び適切な方法により経年指標等を調査し、報告書提出立面図、平面図にその位置を記入する。

(2) 不同沈下測定

ア 建築物のはり間・桁行き両方向について沈下量測定を行い、相対沈下量の最大値により評価する。

なお、測定マークは構造体に設定することを原則とするが、それが困難な場合は構造体より1mの範囲内に設定する。

イ 測定位置は、別途協議とする。

(3) コンクリート中性化試験

ア コンクリートをはつり又はコアを採取し、1%フェノールフタレインエタノール溶液を噴霧し、仕上げ材を除いた赤紫色に反応しない部分の最大深さを測定し評価する。

イ コアピット方式による場合は特記により、原則として直径7.5cmとする。

ウ 試験位置は、別途指示する。

(4) コンクリート圧縮強度試験

ア コンクリートのコアを採取し、試験体を作成しコンクリート圧縮試験(JISA1107)を実施する。

ただし、採取場所が限定される場合については、シュミットハンマー法を併用して実施する。

イ 試験位置は、別途協議とする。

(5) 配筋調査

特記なき限り、イによる。

ア 柱は床上1m以上の高さで全周の1/4以上、梁は下面の1/2以上の範囲を鉄筋の状況及び径が実測できるように鉄筋径の1/2が露出するようはつる。壁は鉄筋径及び配筋の状況が判断できるようにはつる。同時に鉄筋探査機により帯び筋あばら筋を測定する。

イ 監督員の承諾を得て鉄筋探査機により、各構造部材の配筋状況を測定する。

ウ 調査位置は、各棟、層ごとに4ヵ所とし詳細位置は別途協議とする。

(6) 鉄筋かぶり深さ、鉄筋腐食度調査

ア コンクリートをはつり、仕上げ材を除いたコンクリート躯体面から帯筋、または、あばら筋の外側までの垂直距離を測定し、鉄筋の腐食度を目視で判断し、評価する。

イ 調査位置は、別途協議とする。

(7) 鉄筋の帯筋フック調査

ア コンクリートをはつり、鉄筋の帯筋フックの形状を目視により調査する。

イ 調査位置は各棟2ヵ所とし、詳細位置は別途協議とする。

(8) 破壊試験を行った箇所の補修

ア コンクリート部分はポリマーセメント又は無収縮モルタルで復旧する。

イ 鉄筋は切断しないこととするが、万一切断した場合は、構造上問題がないように補強する。

ウ 仕上げは、現況と同仕様にする。

(9) 写真撮影

現況建物調査中、重要な工程及び建物全景を写真撮影し記録する。

写真は、撮影年月日、撮影場所、撮影内容等簡単な説明を黒板に記載し、撮影すること。

提出写真は、カラー写真各3部（プリントサイズはサービス版）、又は、デジタルカメラでのカラー印刷各3部。

(10) 調査結果整理

現地調査結果・材質調査結果を整理する。

